



2026年3月4日

各 位

会 社 名 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C O O 石 井 敬 太  
( コード番号：8001 東証プライム市場 )  
問 合 せ 先 I R 部 長 原 田 和 典  
( T E L . 0 3 - 3 4 9 7 - 7 2 9 5 )

会 社 名 S I 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 高 村 俊 哉  
問 合 せ 先 同 上

(訂正) サンフロンティア不動産株式会社株式(証券コード：8934)に係る公開買付開始公告の一部訂正について

2026年2月26日付のサンフロンティア不動産株式会社株式(証券コード：8934)に係る公開買付開始公告の一部を以下のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。また、本資料は、伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、SI株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が公開買付者の親会社である伊藤忠商事に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

I. 訂正の理由

2026年3月2日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び「禁止期間の短縮の通知書」を受領したこと並びに公開買付届出書の一部に誤記があったことに伴い、公開買付届出書の訂正届出書を本日付で提出したことによる訂正。

II. 訂正の内容(下線は変更箇所)

2. (11) ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしネ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<中略>

なお、本公開買付けに係る公開買付届出書の「第1 公開買付要項」「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する本公開買付けによる株式の取得に係る事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

下線部分を削除

以 上

**【勧誘規制】**

本資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本資料は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘又は購入申込み若しくは勧誘に該当するものでも、その一部を構成するものでもなく、本資料（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来予測】**

本資料に記載されている事項には、対象者株式を取得した場合における、公開買付者らの経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通し、その他の「将来に関する記述」が含まれています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者らは、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本資料中の「将来に関する記述」は、本資料の公表日時時点で公開買付者らが有する情報をもとに作成されたものであり、適用される日本の法令又は規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者らは、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

**【米国規制】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る開示又は関連する書類は、米国において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、本資料の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。